

健康保険を使って接骨院・整骨院にかかる方へ

医療費の適正化のために

健康保険の療養費は、健康保険に加入されている方々の保険料から支払われます。

皆さまに納めていただいている大切な保険料を正しく使うため、健康保険を使って柔道整復師の施術を受ける場合、次のことをお願いします。

①負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を施術師に正確に伝えてください。

※ 何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は通勤途上におきた負傷の場合、健康保険は使えません。
また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は当組合に連絡してください。

②療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認して、署名または捺印をしてください。

※ 療養費は本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者に請求を行い支払を受けるものですが、柔道整復については例外的な取扱いとして、患者が施術所の窓口で自己負担分を支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求し支払を受けることが認められています。

受取代理人の欄への署名は傷病名・日数・金額をよく確認し、原則患者本人が署名することになっています。よく確認をせず受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、ご注意ください。

（手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合は捺印が必要です。）

③領収書を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

※ 領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。

④施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

治療内容についてお問い合わせすることがあります。

施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります。

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。